

# 令和元年度 みやぎUIJターン起業支援事業 募集要項

令和元年度みやぎUIJターン起業支援事業は、東京圏から宮城県へのUIJターン起業を希望される方を対象にした起業支援事業です。公募及び審査の選考過程を経た採択者は、起業支援金(最大200万円)の交付、専門家による伴走型支援を受けることができます。

あなたも、宮城県で社会課題を持続的に解決する事業を起業してみませんか？

## 1. 目的

令和元年度みやぎUIJターン起業支援事業(以下、本事業という)は、県内の経済の活性化と雇用創出を目的とし、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)から移住し、社会課題の解決に資する事業を新たに起業する者に対して、必要な経費の一部補助を行います。加えて、専門家による事業立ち上げの伴走支援を行うことで、社会的事業における効果的な起業を促進し、地域の諸課題の解決を通じた地方創生を実現します。

## 2. 管理運営団体

株式会社 MAKOTO WILL(以下、管理運営団体という)

## 3. 応募資格

東京圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)から宮城県内にUIJターンで移住し、社会的事業において起業する方

### 前提

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (1)個人事業の開業届出若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利法人等の設立を行い、その代表となる方

※2019年3月31日より前にすでに設立されている法人、あるいは開業届出がなされている個人事業主は対象外。ただし、既存事業とは異なる新たな事業を行う法人等の設立、あるいは新たに個人として開業届出を行うものは対象となり得る。

- (2)2019年4月1日以降に東京圏から宮城県に居住若しくは補助対象期間終了日までに居住する方

※交付決定後、住民票や移住意思を確認する誓約書の提出が必要になります

- (3) 法人の登記又は個人事業の開業の届出を宮城県で行う方

- (4) 法令順守上の問題を抱えていない方

- (5) 申請を行う者又は設立される法人の役員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有さない方

## 4. 対象事業

地域の課題の解決に資する社会的事業であり、新たに起業する事業であること

### 社会的事業

社会的事業とは、下記 3 点の観点を持って、各地域の現状に応じた社会課題の解決に持続的に取り組む事業を指します。

#### (1)社会性

- ・ 我が国の地域社会が抱える課題の解決に資すること

#### (2)事業性

- ・ 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること

#### (3)必要性

- ・ 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分ではないこと

### 社会的事業の例

#### (1)飲食・小売

- ・ 地域産品を使用したご当地グルメを提供する飲食店
- ・ 地域産品を積極的に取り扱い、地域経済循環に貢献する小売店
- ・ 遠隔地域等において交通弱者に対し移動販売などの買い物サービスを提供する小売店

#### (2)観光・まちづくり

- ・ 空き店舗や空き家等を活用したユースホステル
- ・ 中心市街地の活性化に取り組むまちづくり会社

#### (3)健康・福祉

- ・ 発達障害の子供に対する教育・就労支援事業
- ・ 高齢者の見守りも兼ねた自宅出張や社会福祉施設への出張で散髪サービスも行う美容院

### 条件

- (1) 宮城県で実施する事業であること
- (2) 補助対象期間内に新たに起業する事業であること
- (3) 公序良俗に反する事業でないこと
- (4) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業でないこと

## 5. 補助対象経費

新たに起業する方が起業に要する経費であること

具体的には、事業の立ち上げ等に必要な経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって発注、納品、支払等の金額・時期・内容等が確認できる次に掲げる経費が対象になります。補助対象期間終了までに物品等の引渡しや役務の提供及び支払いが完了済みである必要があります。

### 補助対象経費の例

人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費、等

※人件費については、交付決定を受けた事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限り、代表者や役員等の人件費を除く

### 起業者の義務

#### (1) 事業化状況報告

交付決定事業の完了後、5年間、当該事業についての事業化状況を都道府県へ報告すること。

#### (2) 取得財産の管理・処分の制限及び収益納付

起業支援事業によって取得した財産については善良なる管理者の注意をもって適切に管理を行うこと。加えて、取得価額が1件当たり50万円以上(税抜)の取得財産については、交付決定事業終了後も一定期間において、その処分等につき都道府県の承認が必要となる。また、承認後に処分等を行い、収入があったときには、起業支援金の一部の納付が求められる場合がある。

#### (3) 交付決定事業の経理

交付決定事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、同事業が完了した年度の終了後5年間、管理・保存すること。

#### (4) 立入検査

交付決定事業の進捗状況確認のため、内閣府地方創生推進事務局が実地検査に入る場合がある。また、交付決定事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがある。この検査により起業支援金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従う必要がある。

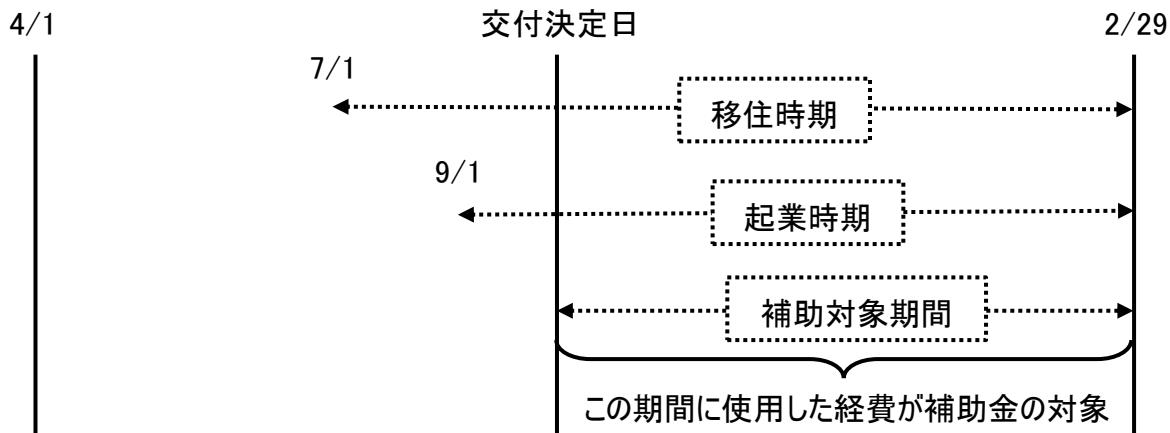
#### (5) 反社会的勢力ではないことの誓約

起業支援金の申請時に反社会的勢力との関係が無いことを誓約することとする。

## 6. 補助対象期間

交付決定日～令和2年2月29日（実施報告期限令和2年3月10日）

### 補助対象経費の例示



## 7. 補助限度額

最大 200 万円

## 8. 補助率

補助対象経費の 2 分の 1 以内

## 9. 補助事業の選定基準・審査基準

選定基準・審査基準は以下の(1)から(5)とし、書類審査を行います。通過者は外部専門家を含む審査委員会でプレゼンテーションによる審査・選考を行い、予算の範囲内で補助事業を選定します。

### 選定基準・審査基準

- (1) 経営者の経歴と思い: 事業開始にあたり、経営者が知識、経験、熱意を有しているか
- (2) 社会性: 地域社会が抱える課題を本質的に捉え、解決を試みる事業であるか
- (3) 事業性: 新規性・優位性がある商品・サービスにより、安定的な収益をあげることができるか
- (4) 繼続性: 目標や達成に向けた計画が明確であり、自律的に事業の継続が可能か
- (5) 必要性: 当該地域における課題解決に資するサービスの供給が深く望まれているか

## 10. 審査結果の通知等

審査終了後、申請者へ採択結果を管理運営団体から通知します（審査経過、選定結果の内容等についての問い合わせには応じられません）。

交付決定にあたっては、必要に応じて申請内容の補正をお願いすることや申請金額を減額して交付決定をすることがあります。正しい報告が行われなかった場合は、採択後であっても採択を取り消すことがあります。

## 11. 応募方法

### (1) 提出先

申請に必要な書類をメール送付又は郵送により提出してください。なお、管理運営団体への書類の持ち込みは承っておりません。提出にあたっての問合せ、事前相談は管理運営団体の問合せフォームやメールアドレスまでご連絡ください。

#### メール送付の場合

メールアドレス	info-will@mkto.org
件名	「みやぎUIJターン起業支援事業応募」と記載してください
宛名	株式会社 MAKOTO WILL みやぎUIJターン起業支援事業担当

### 郵送の場合

住所	仙台市若林区清水小路 6-1 東日本不動産仙台ファーストビル 1 階
宛名	株式会社 MAKOTO WILL みやぎUIJターン起業支援事業担当
注意事項	「みやぎUIJターン起業支援事業応募申請書在中」と朱書きしてください

### (2) 受付期間

令和元年 9 月 16 日(月)から 11 月 29 日(金)18 時必着

### (3) 申請に必要な書類

- ・<様式 1>みやぎUIJターン起業支援事業 事業計画申請書
- ・<様式 2>事業計画書
- ・<様式 3>補助金の用途
- ・上記の他、事業計画書の内容を補足する資料(あれば提出、様式は任意)

様式は以下のホームページからダウンロードできます

<https://uij.miyagi-sogyo.jp>

## 12. 個人情報の管理

本事業への申請に係る提出書類により事務局が取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。

- ① 本事業における事業計画の審査・選考・事業管理のため
- ② 本事業に係る事務連絡、資料送付、効果分析等のため
- ③ 応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため
- ④ 宮城県や管理運営団体が実施する支援事業等の情報提供のため

## 13. 本事業に関するお問合せ

MAKOTO will

会社名	株式会社 MAKOTO WILL
担当	みやぎUIJターン起業支援事業担当 鈴木悠介
TEL	022-352-8850
FAX	050-3383-4039
メールアドレス	info-will@mkto.org
ホームページ	<a href="https://mkto-will.jp">https://mkto-will.jp</a>
問合せフォーム	<a href="https://mkto-will.jp/contact">https://mkto-will.jp/contact</a>
住所	宮城県仙台市若林区清水小路 6-1 東日本不動産仙台ファーストビル 1F